

# 保険・年金 フォーカス

## 英国の PRA (健全性規制機構) による最近の規制対応の動き ーソルベンシー II への対応ー

取締役 保険研究部 研究理事

年金総合リサーチセンター長

TEL: (03)3512-1777

中村 亮一

E-mail: [nryoichi@nli-research.co.jp](mailto:nryoichi@nli-research.co.jp)

### 1ーはじめに

英国の EU (欧州連合) からの離脱 (Brexit) の問題が焦点となっているが、これに関係して、英国の保険監督官庁である PRA (Prudential Regulation Authority: 健全性規制機構) による規制が、今後どのような方向に向かっていくのか、その動向が注目を浴びてくることになる。

今回のレポートでは、2016 年からのソルベンシー II の導入に対応して、技術的準備金に関する経過措置、マッチング調整の適用、内部モデルの変更、内部モデルのドリフトと標準式 SCR 報告のモニタリング及びソルベンシー II 開示要素の外部監査に関して、PRA が最近公表している監督当局の考え方を示す「監督上の指針に関するステートメント (Supervisory Statement)」（以下「SS」という）やその前段階としての意見募集を行うコンサルテーション・ペーパー (Consultation Paper) (以下「CP」という) の内容について、概要を紹介する。

### 2ー「技術的準備金に関する経過措置」の再計算

PRA は、4 月 15 日に「ソルベンシー II の下での『技術的準備金に関する経過措置』の再計算」についての CP を公表して、関係者の意見を集めていたが、これらのフィードバックを踏まえて、5 月 25 日に最終的な SS を公表した。

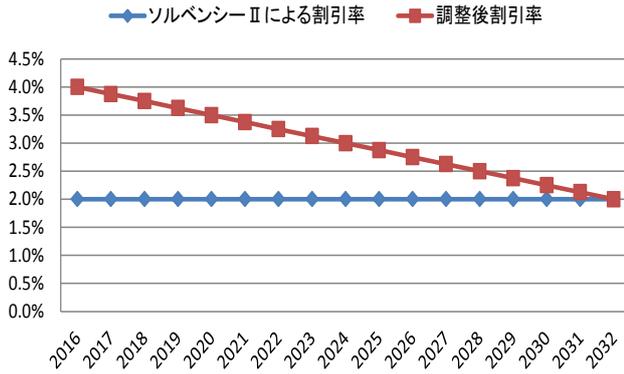
#### 1 | 「技術的準備金に関する経過措置」 (Transitional Measure on Technical Provisions : TMTP) とは

2015 年までの古いソルベンシー I の基準から、2016 年以降の新たなソルベンシー II の基準への移行については、監督当局の承認を得て、16 年の移行期間が認められる。

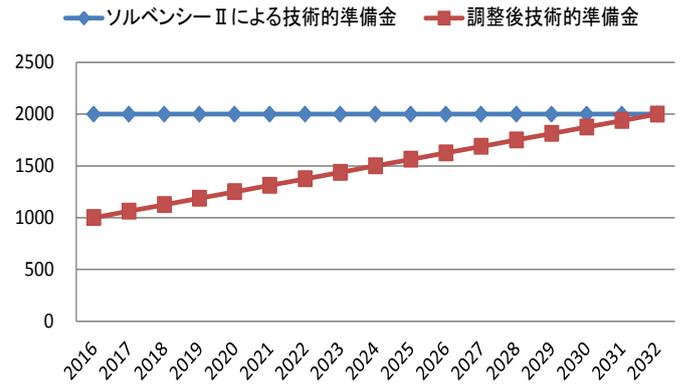
この経過措置については、①利率そのものを段階的に本来的な水準に収束させる方式、②技術的準備金を段階的に本来的な水準に収束させる方式、の 2 つの方式が認められている。あくまでも、ソルベンシー II 導入前に締結された契約のみが対象になる。

そのイメージとしては、以下の通りとなる。方式②の場合、リスク・マージン部分についての段階的実施を効果的に含むことができる。

### 方式①利率調整方式



### 方式②技術的準備金調整方式



英国の殆どの生命保険会社は、ソルベンシー II への移行に伴い、レガシー・ポートフォリオに対して保持するために必要とされる資本の増加を回避するために、技術的準備金に関する経過措置 (TMTP) を使用することを申請してきた。TMTP は、16 年間にわたって、必要資本の急上昇を滑らかにすることになる。

ソルベンシー II 指令は、「TMTP の再計算について、2 年毎 (24 ヶ月毎) 又は会社のリスク・プロファイルが著しく変化している場合にはより頻繁に行う」こととしている。

## 2 | SS の概要

今回の SS の目的は、TMTP の再計算における PRA の期待に関する透明性とプロセスを提供することにあつた。PRA は、4 月 15 日に CP を公表し、これに対するフィードバックを検討することで、最終的な SS としている。

この SS は、ソルベンシー II が適用される全ての英国の保険会社とロイズにとって重要であり、TMTP の使用承認を得ている会社や、TMTP を使用することを検討している会社にとって特に関連している。

## 3 | SS の内容

TMTP の再計算は、監督当局又は保険会社のいずれかの要求に応じて行うことができる。

監督当局は、保険会社が経過措置のベネフィットの再計算を支配する内部ポリシーを開発することを要求している。さらに、行動をとることが正当化される状況として、以下の例を挙げている。

- ①事業の処分、②再保険プログラムの調整、③保険債務のランオフパターンにおける変化、④ボラティリティ調整やマッチング調整の使用、⑤信用スプレッドの拡大のような事業条件の変更

もし、(A) これらのイベントが会社のソルベンシー比率を 5%ポイント以上アップまたはダウンさせるか、(B) リスクフリー曲線の 10 年時点で 50bp の変更があつた場合、再計算がなされなければならない。

### 3—マッチング調整の適用

PRAは、5月5日に「ソルベンシーⅡ：マッチング調整」についてのCPを公表した。コンサルテーション期間は7月15日までとなっていた。

#### 1 | マッチング調整(Matching Adjustment:MA)とは

保険会社は、資産と負債がマッチングしており、区分管理されている等の条件を満たしている場合において、監督当局の承認を得て、リスクフリー・レートに調整を加えることができる。

具体的には、例えば、以下のような条件が求められる。

- ① 保険負債のベスト・エスティメイトをカバーするために、債券や同等のキャッシュフロー性質を有する資産からなる資産ポートフォリオが割り当てられ、全保険期間にわたって維持されること
- ② 当該資産は、他の資産とは区分して管理されていること
- ③ 割り当てられた資産からの想定キャッシュフローは、保険負債のキャッシュフローを複製しており、いかなる mismatch も重要なリスクを生まないこと
- ④ 保険契約は将来の保険料払込がないこと

等々

#### 2 | CPの概要

このCPでは、MAの承認申請及びソルベンシーⅡの下でのMAポートフォリオの継続的な管理を含む、技術的準備金の計算目的のためのMAの適用に関連して、会社への期待を設定するSS案を提案している。

#### 3 | CPの提案の概要

SS案は、次の分野におけるMAに関して、企業に対するPRAの期待を設定している。

- ① 転売市場で購入された年金資産、② 継続的なMAコンプライアンス
- ③ MA要件の違反、④ MAポートフォリオの変更

このCPは、全ての英国のソルベンシーⅡ対象会社とロイズに関連している。

このCPの提案は、特に、転売市場で購入された年金資産の適格性に関する問題について、MAの承認申請に関連しての会社に対するPRAの期待が含まれている。提案はまた、一旦MAが承認された場合に考察されるべき、継続的なMAコンプライアンスの問題、MA要件の違反の取扱い、MAポートフォリオの変更がある場合に何が起こるのか、のような問題についてのPRAの期待を含んでいる。

### 4—内部モデルの変更

PRAは、5月5日に「ソルベンシーⅡ：英国の保険会社によって使用される内部モデルに対する変更」についてのCPを公表した。コンサルテーション期間は8月5日までとなっている。

#### 1 | 内部モデルとは

ソルベンシーⅡにおける必要資本を表すSCR (Solvency Capital Requirement : ソルベンシー資本

要件) の算出については、標準的な算式が定められているが、保険会社のリスク管理の高度化を促すために、監督当局の承認を要件に、各保険会社・グループ独自の内部モデル(部分的な適用を含む)の使用も認められている。

PRA は、2015 年 12 月に、英国の 19 の生命保険会社に対して、内部モデル(部分内部モデルを含む)の使用を承認したと発表している。これは、他の EU 諸国と比較して、かなり多い会社数となっている。ただし、これに留まらずに、さらに第 2 弾として、今後多くの会社が内部モデルの申請を行う意向を有しているようである。

## 2 | CP の概要

この CP では、PRA が、ソルベンシー II の下で承認されている内部モデルの範囲に対する内部モデルの変更と拡張に関連して、保険会社とロイズに対する PRA の期待を設定する SS 案を提案している。

この CP は、ソルベンシー II の下での内部モデルの承認を得た保険会社に関連している。また、将来的に内部モデルを使用するための承認を考えている英国の保険会社や EEA または非 EEA グループの英国子会社にとって重要である可能性がある。

## 3 | CP の提案の概要

この CP の提案は、①内部モデルへの変更、②内部モデルを変更するためのポリシーの変更、③内部モデルの範囲の拡張、に関係しての会社に対する PRA の期待を含んでいる。

具体的には、モデル変更の申請の前と間での会社に対する PRA の期待、会社のモデル変更の申請の品質への PRA の期待及び PRA がモデル変更の申請で提供されることを想定している情報についての PRA の期待を説明している。

## 5—内部モデル使用会社に対するモデルのドリフトと標準式 SCR 報告のモニタリング

PRA は、5 月 25 日に「ソルベンシー II : 承認された内部モデルを持つ会社のためのモデルドリフトと標準式 SCR 報告のモニタリング」に関する CP を公表した。この中で、PRA は標準式による数値を内部モデルのベンチマークとすることを提案している。なお、コンサルテーション期間は 8 月 17 日までとなっている。

### 1 | CP の概要

この CP では、PRA が、SCR 算出のために承認された内部モデルを有する会社に関して、モデルドリフトの監視や期待に対する PRA のアプローチを設定する SS を提案している。

モデルドリフトの監視に対する PRA の提案アプローチの一環として、SS 案は、承認された内部モデルを持つ会社は、毎年標準式 SCR 情報を報告しなければならない、という期待を設定している。テンプレートは、PRA が、情報を提供する会社にとってよりシンプルになるように、検討している協議の一部として提供される。

CP は、内部モデルによる単独の SCR を計算する承認を得ているソルベンシー II 対象の全ての PRA によって規制される単独及び再保険会社(単独の SCR がグループ内部モデルによって算出される会社を含む)、ロイズの各シンジケート及びロイズの内部モデルのアウトプットの点においてロイズに関

連している。PRA は、グループレベルでの情報を要求することができ、会社はこの要求を監督コンタクトを介して通知されることになる。

## 2 | CP の背景

ソルベンシー II 指令は、関連する場合に応じて、監督当局によって承認されている内部モデルを用いて SCR を計算する、という規定を含んでいる。これは、モデルが時間をかけて進化するにつれて、資本水準が下方にドリフトし、システムにおけるリスクのレベルを適切に反映することに失敗する、というリスクを生み出すことになるかもしれない。PRA は、保険業界全体のために、個々の会社のレベルで、このリスクを監視するためのアプローチを提案している。

これらの提案は、PRA SS25/15「ソルベンシー II : 規制当局への報告、内部モデルのアウトプット」と合わせて読まれる必要がある。この CP に定められた提案は、PRA が、内部モデルの外部にある措置に対して、内部モデルの結果の変化を監視することを可能にする。

## 3 | CP の提案の概要

提案された SS の目的は、PRA に対して標準式 SCR 計算の結果を報告する上において、内部モデル使用会社への期待を設定することにある。PRA は、潜在的なモデルのドリフトを監視するために、この情報を使用することを提案している。これは、リスクの客観的な尺度に対する内部モデル SCR の監視が含まれている。時間の経過とともに変化する可能性があるリスクの測定には、標準式 SCR、ブレ・コリドー最低資本要件、正味収入保険料と最良推定負債が含まれる。

PRA は、モデル承認の時点からのモデルドリフト率を計算し、リスク・プロファイルの変化又は主要なモデル変更の結果として、再構築することを提案している。このアプローチは、いかなるドリフトも、一貫して識別され、時間をかけてモニターされていることを保証する。

PRA は、モデルのドリフト率の変化に対応して、いかなる自動的な監督アクションも意図していない。ただし、変更は、そのような変更の理由を調査するために、監督上のレビューにつながる可能性がある。

保険会社は、標準式 SCR 計算をモデルドリフト監視アプローチの一部として使用することが著しく不適当であると主張することができる。その場合には、会社は別のアプローチを提案することを促されることになる。

## 6—ソルベンシー II 開示要素の外部監査

PRA は、7月4日に「ソルベンシー II : パブリック・ディスクロージャー要件の外部監査」についての CP を公表した。コンサルテーション期間は8月4日までとなっている。

### 1 | CP の概要

PRA は、2015年11月に公表した CP43/15 において、ソルベンシー II 開示の外部監査のための提案をコンサルテーションにかけた。そのフィードバックの結果、広範な政策アプローチは変更していないものの、ルールにいくつかのマイナーな修正を行っている。規則案及び SS 案は、これらの修正を含み、コンサルテーションのフィードバックに対する PRA の反応は、第3章に含まれている。そ

これらのマイナーな修正に加えて、PRA は、提案された規則の中で、PRA に対する監査人の注意義務の明確化を提案している。PRA の政策に実質的な変化はなく、修正が監査人やアクチュアリーが PRA のルールに準拠するために何をしなければならないかについての本質を変更しないが、ルールは明確さを提供するために修正された。この CP は、この提案された明確化について意見を求めている。

## 2 | CP の提案の概要

CP43 / 15 で、PRA は、ソルベンシー II の下での開示要件の要素の外部監査を必要とする方針のための提言を設定し、提案に対するフィードバックを求めた。ソルベンシー II 対象の会社が、公に SFCR (solvency and financial condition report : ソルベンシー及び財政状態報告書) を開示する必要がある。PRA は、2つの例外を除いて、単独、グループおよびサブグループレベルで準備される保険会社の SFCR (SFCR の関連要素) の「ソルベンシー目的の評価」と「資本管理」セクションに含まれる定量的および定性的情報の外部監査を必要とする、ことを提案した。例外の1つは、承認された内部モデル(部分的内部モデルを含む)を用いて計算した場合の SCR が対象外となる。2つ目に、ソルベンシー II が、SFCR 中の情報が部門の規則を使用して作成されることを要求する場合には、その情報は、外部監査の対象とはならない。

一部の回答者は、監査人のためのガイダンスが、最初の開示に間に合うように利用できないことを懸念していた。PRA は、これらの懸念を検討評価し、公開の外部監査のための要件は繰延べられ、2016年11月15日以降に終了する年の会社に適用されることを決定した。

第3章に規定されている変更と説明に従うことを条件として、このCPで提案されているルールは、CP43 / 15 の提案を反映し続ける。監査役の職務を明確にする提案は、第2章で論じられる。

## 3 | EIOPA の考え方等

EIOPA は、2015年7月10日に「高品質なパブリック・ディスクロージャーの必要性：ソルベンシー及び財政状態報告書に関するソルベンシー II 報告書と外部監査の潜在的役割：Need for high quality public disclosure: Solvency II's report on solvency and financial condition and the potential role of external audit」というノート(Note)を公表している。この中で、EIOPA は、「高品質の開示数値と優れた公表レポートによってのみ、ソルベンシー II によって設定された目標を満たすことができる」と確信している。そうでなければ、利害関係者は、厳しく規制・精査されている財務諸表のような他の公開資料と比較して、判断を誤ることになるかもしれない。」とし、「全ての保険及び再保険会社の SFCR の単体及びグループレベルの主要要素の両方が、外部監査の範囲に含まれるべきである。」と主張している。

ただし、これは強制力があるものではなく、SFCR の監査要件の取扱いについては、EU 加盟国間で異なっている。例えば、英国、ドイツ、オランダでは外部監査要件を求めることとしているが、フランスでは求められていない。

(参考)財務報告評議会(Financial Reporting Council:FRC)の対応

英国の FRC は、上記の PRA の動きに対応して、7月12日に「コンサルテーションと影響評価: ISA800(改訂)及び ISA805(改訂)の(英国における)採択の提案: Consultation and Impact Assessment: Proposal

to adopt (in the UK) ISA 800 (Revised) and ISA 805 (Revised)」と称する CP を公表して、保険会社がソルベンシー II 報告の監査要件を満たすのを助けるために、2つの国際監査基準(International standards on auditing: ISAs)の採択を提案している。具体的には、現在の監査ガイドラインは PRA のソルベンシー II 報告に関する「合理的な保証」要件と適合していないため、財務報告の特別目的のフレームワークと監査に対する考察を詳述している ISA800 と ISA805 を採択することを提案している。なお、コンサルテーション期間は 10 月 3 日までとなっている。

## 7-まとめ

以上、英国における PRA による昨今の保険規制を巡る動きについて、述べてきた。

このように、PRA は、他の EU 諸国に比較して、かなり積極的に規制に対する監督当局の考え方の表明に取り組んできている。このため、仮に英国が EU から離脱しても、英国の保険監督規制に関する限りにおいては、かなりの充実した体制で、規制・監視が行われていくことになるものと思われる。

英国が EU に残存している間に、PRA が、現行のソルベンシー II に対して、どのような改正を求めていくのか、あるいは離脱後を見据えて、どのように英国内で独自の改正等を行っていくのか、については大変興味深いところである。

仮に、EU を離脱した英国が行う現行のソルベンシー II に対する改革であっても、それが市場等に受け入れられるのであれば、EU のソルベンシー II に大きな影響を与えていくことになることは十分に想定されることになる。

その意味で、今後 PRA がどのような規制改革を進めていくのか、という点については、単に英国にとどまらない形で他に波及していく可能性もあることから、その動向については、引き続き注視していくこととしたい。

以 上